

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方には、法令順守を徹底し、公正的かつ迅速な意思決定と業務執行を行い、株主利益を重視した透明性の高い経営を目指していくことがあります。具体的には、事業環境の変化に素早く対応するために、迅速で正確な経営判断を行うことができるよう、少数にして精鋭なる管理組織で経営をカバーすることを原則としております。取締役の人数も必要以上に増加させない方針であり、各部門における意思決定や業務執行状況を把握しやすくしております。また、顧問弁護士や会計監査人との積極的な連携を図り、コンプライアンスを充実させる方針であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 久江	350,400	16.92
GAUDI株式会社	290,600	14.03
プラザ商事株式会社	286,000	13.81
石橋 一浩	75,850	3.66
大鐘産業株式会社	44,000	2.12
平楽商事株式会社	44,000	2.12
平川 正一	44,000	2.12
綾部 健太郎	25,500	1.23
木下 圭一郎	25,100	1.21
西原 光男	22,000	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
西原 光男	他の会社の出身者									○	○
奥野 良孝	他の会社の出身者										
西原 貴志	他の会社の出身者									○	○
金子 勝巳	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西原 光男		GAUDI株式会社 取締役会長(現) プラザ商事株式会社 取締役会長(現) 大鐘産業株式会社 取締役(現) ウェルネスイノベーション株式会社 取締役(現) GNEXT株式会社 取締役(現)	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待できるため社外取締役として選任しております。
奥野 良孝		株式会社オンデーズ 取締役経営戦略室長(現)	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待できるため社外取締役として選任しております。
西原 貴志		GAUDI株式会社 代表取締役社長(現) プラザ商事株式会社 代表取締役社長(現) ウェルネスイノベーション株式会社 代表取締役社長(現) GNEXT株式会社 代表取締役社長(現)	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待できるため社外取締役として選任しております。

	大鐘産業株式会社 代表取締役社長 (現)	
金子 勝巳	株式会社オンデーズ 執行役員店舗開発室長(現)	経営者としての経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくことを期待できるため社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携状況につきましては、業務監査並びに会計監査を定期的に行っており、監査役会議事録を会計監査人に提出するなど、情報の共有を図っております。
内部監査部門との連携状況につきましては、内部監査を実施している経営企画室と情報交換を行っており、一部監査に同行し、組織の内部管理体制の適正性を総合的、客観的に評価するなど相互の連携を深めることで、監査品質の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 安志	他の会社の出身者													○
中藤 力	他の会社の出身者													○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 安志		弁護士	弁護士の視点からコンプライアンス等の法的案件における監査が期待できるため社外監査役として選任しております。
中藤 力	○	弁護士	弁護士の視点からコンプライアンス等の法的案件における監査が期待できるため社外監査役として選任しております。 同氏は当社及び当社のその他の関係会社と

の取引関係も無く、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として的確であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

特にありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬及び役員賞与につきましては、当該取締役の業績に基づいて決定しているため、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬につきましては、全取締役に支払った総額を有価証券報告書及び決算短信において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、監査役会の専従スタッフの配置は行っておりません。主に、常勤監査役が各監査役への情報伝達・監査役会の招集・監査役会議事録作成等、事務局相当の業務を行っており、必要に応じて総務部及び経営企画室が適宜対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

・業務執行の方法

(取締役会)

当社の取締役会は毎月定例で開催し、経営方針・法定事項・その他重要事項等の決定を行うとともに、取締役相互の業務執行状況の監督を行っております。また、緊急を要する場合には、その都度臨時取締役会を開催しております。

(執行役員)

取締役会の決定に従い業務遂行の権限と責任を有するものであり、指示系統の明確化と迅速な意思決定を行うことを目的として執行役員制度を導入しております。

(経営計画会議)

取締役、監査役及び執行役員が出席する経営計画会議を毎月定例で開催しており、現場の状況を把握することで、事業戦略の決定をはじめ迅速な経営が行えるように努めるとともに、業務執行の監督及びリスク管理が行える機会を設けております。

(顧問弁護士)

当社の経営上の法的案件につきましては、コンプライアンスの観点から顧問弁護士よりアドバイスを受けており、適切な事業運営に努めております。

・監査・監督の方法

(コンプライアンス委員会)

コンプライアンス重視の経営を実践するため、経営の透明性及び健全性を推進・確保することを目的に、コンプライアンスに関する全般的な統括を行う組織として設置された委員会であり、その構成は、取締役会より選定された委員長及び委員からなります。

(内部監査)

当社では、経営の健全化・効率化のモニタリング及びコンプライアンスの状況を把握することを目的に内部監査を実施しており、その業務は経営企画室が3名体制にて行っております。具体的には監査スケジュールを立案の上、店舗をはじめとして各事業部門の業務監査及び会計監査を実施、監査対象部門に対して指摘事項を記載した詳細な報告書を回覧し、担当者に改善方法並びに対応状況を報告させております。また、監査役並びに会計監査人とも情報交換を行い、一部監査に同行してもらうなど、相互の連携に努めております。

(監査役会)

当社の監査役会は毎月定例で開催し、公正・客観的な立場から、取締役及び事業部門の業務監査並びに会計監査を行っております。監査役は、取締役会並びに経営計画会議、その他重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席するとともに、必要に応じて各議事録、稟議書等の書類の查阅や、ヒアリング等を実施し、状況調査を行っております。また、適時、会計監査人との情報交換や、内部監査を実施している経営企画室との連携を深めることで、監査品質の向上に努めております。

(会計監査人)

当社の会計監査は、アスカ監査法人に依頼しており、通常の監査に加え、会計上の課題に関しては個別に相談及び指導を受け、会計の透明性・正確性の確保に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では取締役会、監査役会、執行役員、会計監査人、顧問弁護士、コンプライアンス委員会、内部監査、経営計画会議がそれぞれ機能を果たすことで、業務執行と監査監督の分離が行われ、経営判断の透明性、合理性、適法性並びに経営監視機能の客観性・中立性が確保できることから、現状の体制を選択しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び中間決算発表後にアナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を行っており、代表取締役社長が直接説明しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期業績開示資料、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社では、経営企画室がIR業務を担当しており、IR担当役員の他に担当者を3名配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、経営の基本方針としてステークホルダーの立場の尊重について定めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報提供に係わる方針としてIRポリシーを策定し、開示しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「倫理基準」、「行動基準」及びコンプライアンスに関する規程を制定し、取締役及び使用人のコンプライアンスに対する意識の向上を図る。
- ・法令違反・不正行為等の未然防止や早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化を目的として「コンプライアンス規程」及び「公益通報規程」等を定め、それらを統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。また、経営上の法的案件については顧問弁護士よりアドバイスを受けることにより法令を遵守する。
- ・監査役は、取締役会並びに経営計画会議、その他重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席するとともに、必要に応じて各議事録、稟議書等の書類の査閲やヒアリング等を実施するなど公正・客観的な立場から取締役及び事業部門の監査を行う。
- ・内部監査業務を実施する経営企画室は経営の健全化・効率化のモニタリング及びコンプライアンスの状況を把握することを目的に監査を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報の取り扱いについては法令及び「文書管理規程」等に基づき、取締役、監査役及び会計監査人が容易に閲覧可能な、検索性の高い状態で保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ・取締役、監査役及び執行役員が出席する経営計画会議を毎月定例で開催し、現場の状況を把握することで、業務執行の監督及びリスク管理を行う。
- ・当社の経営に重大な影響を与える事故、災害、危機が発生した場合に対応すべく危機管理マニュアルに基づいた「リスク管理規程」を制定する。
- ・当社が運営する店舗の顧客情報の管理においては、セキュリティ水準の向上に努めるとともに「営業秘密管理規程」に基づき厳重に管理する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会を毎月定例で開催し、緊急を要する場合には、迅速な経営が行えるようにその都度臨時取締役会を開催することにより、経営方針・法定事項・その他重要事項等の決定を行うとともに、取締役相互の業務執行状況の監督を行う。
- ・取締役会は中期経営計画及び年度予算を定め、予算に対する達成状況を適時確認する。
- ・グループウェア等のITシステムを導入することにより、情報の共有化並びに決裁手続の迅速化を図る。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役は、監査業務を補助すべき使用者を要する場合には、内部監査を担当する経営企画室から選任することができる。また監査役より選任された使用者は、監査役からの当該命令に関して取締役の指揮命令を受けない。

6. 取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役及び使用者は法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実について速やかに監査役へ報告を行う。
- ・内部監査を実施する経営企画室は、監査結果について監査役に報告を行う。
- ・監査役に報告をした者が、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないものとする。また、当社の内部通報制度においても、監査役及び通報窓口へ相談または通報を行ったことを理由として不利な扱いを受けないものとする。

7. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査役の職務の執行について生ずる費用については毎年予算を計上し、計上外で発生した費用についても会社が負担するものとする。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は取締役会並びに経営計画会議、その他重要な議事事項の含まれる会議に出席することが可能であり、必要に応じて各議事録、稟議書類等の書類の査閲や、ヒアリングを行うことができる。
- ・監査役は、会計監査人との情報交換を隨時行うことにより、密接な連携を図る。

9. 財務報告の新体制を確保するための体制

- ・当社の財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築し、その内部統制システムが適切に機能するかの評価を継続的に行い、不備があれば是正していく体制を整備する。

10. 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

- ・内部統制については、毎期、内部統制システムの整備及び運用状況のモニタリングを実施する。定期的にコンプライアンス委員会において内部統制システムの整備及び運用状況並びに重要なリスクについて検討し、取締役会がその内容を確認する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力・団体からの不当な要求に対し、毅然とした態度で対応することを基本方針とし、役員及び使用人に周知徹底する。

- ・取引に際し、相手先が反社会的勢力・団体に該当するかの調査を行い、未然の防止を図る。

- ・反社会的勢力・団体に対し、警察及び顧問弁護士との連携を強化することにより、適切な対応がとれる体制を整備する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて課題及び施策を行う必要性が生じた際には、速やかに対応いたします。

